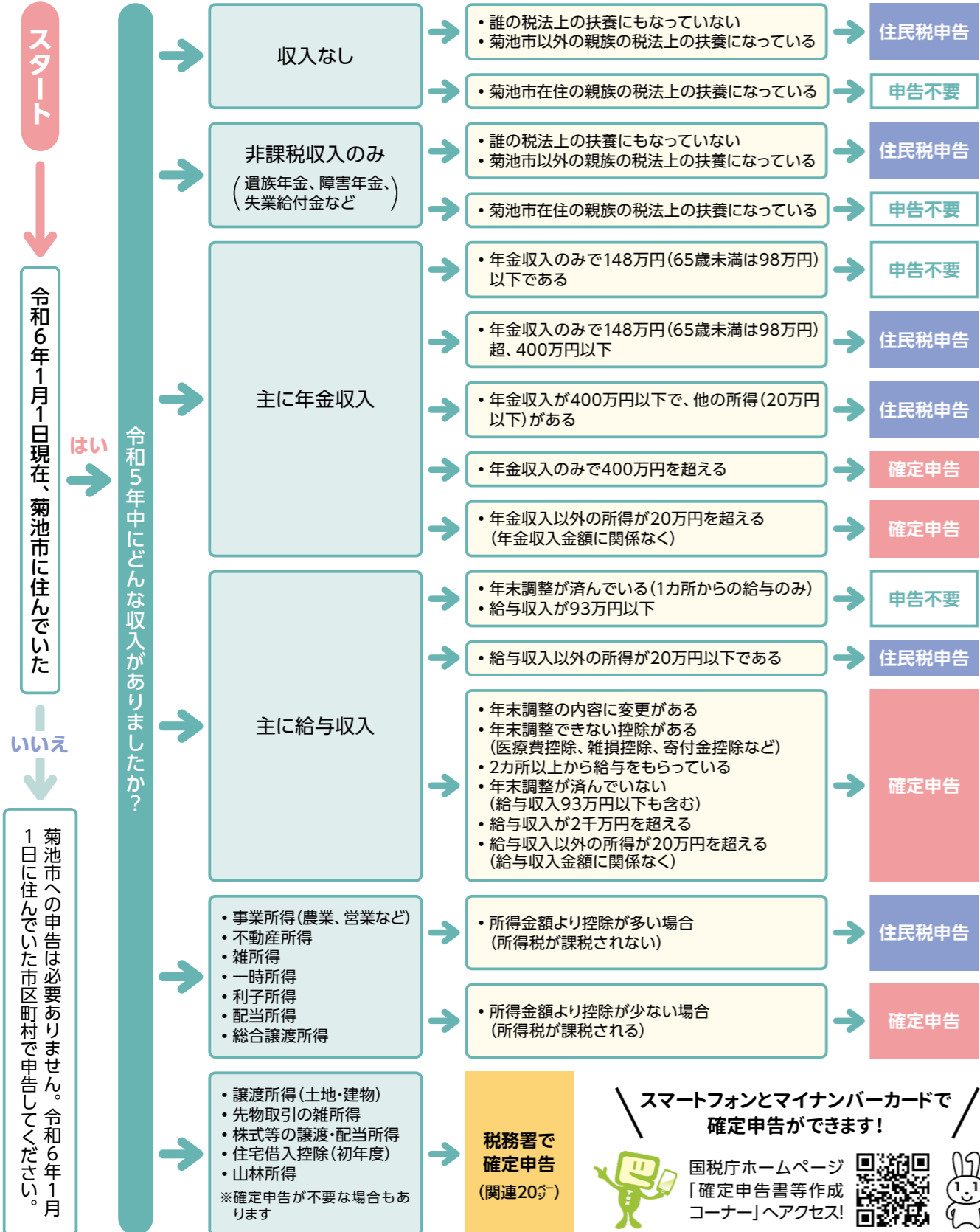


# 申告フローチャート

- この表は、簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。
- 納めすぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。
- 雑損控除を受ける場合は税務署に案内する場合があります。
- 給与や年金収入により所得税および住民税が非課税となる場合、または菊池市在住の親族の税法上の扶養となっている場合は申告不要です。
- 収入なし、非課税収入のみの場合は、市でその事実を把握することができないため、申告が必要となります。(※本市在住の親族の扶養者を除く)



# 市県民税 所得税



# 申告受け付けが始まります

【問い合わせ先】税務課市民税係 ☎0968(25)7206

**申告期間** 2月16日(金)～3月15日(金)

**申告時間** 午前8時40分～11時、午後1時～4時

**申告場所** 本庁舎、各支所

※申告の受け付けは平日のみ

市県民税(住民税)の申告は、市県民税や国民健康保険税の算出基礎になるものです。申告しなかった場合、国民健康保険税の軽減が受けられなかったり、各種証明書の発行ができなかったりする場合がありますので、忘れずに申告してください。

### 申告が必要な人

- 令和6年1月1日現在、市内に住所がある人で前年中に次の所得があった人
- ▼ 営業、農業、不動産、配当などの所得があった人
- ▼ 給与所得者でその他の収入があった人
- ▼ 日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった人
- ▼ 退職し、再就職していない人(年末調整が未済で控除などの追加がある人)
- ▼ 遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給していた人
- ▼ 公的年金受給者で社会保険料などの控除を受ける人や他の収入があった人
- ▼ 世帯主が市外へ単身赴任などで転出している家族の人
- ▼ 収入がなかった人など

### 申告しなくてもよい人

- ▼ 税務署で所得税の確定申告をする人
- ▼ 所得が給与所得のみで、事業主から給与支払報告書が本市に提出されている人(年末調整済みの人)
- ▼ 収入が公的年金のみで所得控除の必要がない人
- ▼ 市在住の親族の税法上の扶養になっている人

### 申告に必要なもの

- ▼ 収入(所得)を証明できる資料
- ▼ 源泉徴収票(給与、公的年金など)、支払証明書
- ▼ 収支内訳書(農業や営業などの事業所得、不動産所得がある人)
- ▼ 保険料支払証明書(生命保険、地震保険、社会保険など)

### 住民税の主な変更点

- ▼ 医療費控除用明細書(病院ごとに金額を計算したもの)
  - ▼ 所得控除の確認のため必要な資料(障害者手帳など)
  - ▼ 本人確認書類(マイナンバーカードまたは通知カードと運転免許証、公的医療保険の被保険者証など)
  - ▼ 利用者識別番号(税務署から届いている人のみ)
  - ▼ その他、申告に必要な資料
- 森林環境税の創設**
- 森林の整備およびその促進に関する施策の財源に充てるために創設された国税です。住民税(市県民税)の均等割とあわせて年間千円が課税されます。
- なお、東日本大震災復興基本法等に基づき、均等割に千円が上乗せされていますが、こちらは令和5年度で終了します。
- 上場株式などの配当所得や譲渡所得に係る課税方式の統一**
- 所得課税方式について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。
- 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し**
- 扶養控除の対象となる国外居住親族の要件が厳格化されました。



ホームページ